

# 令和6年度 事業計画

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

## 1 現状認識

芦屋市の65歳以上の高齢者人口は、令和6（2024）年3月1日現在、28,568人（前年28,334人）、となっており、その後も増加傾向が続き、令和32（2050）年には33,490人と見込まれています。

また、人口に対する65歳以上の割合（高齢化率）は30.0%となっており、令和8（2026）年に31.1%で3.1人に1人となり、令和32（2050）年には44.3%に達し2.3人に1人が65歳以上になると推計され、高齢化が益々進行することが予測されています。

内閣府の高齢者経済生活に関する調査によると、「何歳ごろまで収入を伴う仕事をしたいか、又は、したかったか」の問に対し、「65歳くらいまで」が25.6%で最も多く、次いで「70歳くらいまで」（21.7%）、「75歳くらいまで」（11.9%）、「80歳くらいまで」（4.8%）と続き、「働けるうちはいつまでも」の20.6%を含めると85%の方が就労を希望している結果となっています。

政府は、平成25年4月に高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下高齢法という。）を改正し、「65歳までの雇用継続措置を義務付け」令和3年4月1日からは「70歳までの就業機会の確保を事業主の努力義務」とする法改正が行われ施行されました。このような現状から、シルバー人材センターへ入会する会員の平均年齢が更なる傾向となっています。

また、政府は、少子高齢化が進展し労働力人口が減少する中、働く意欲のある高齢者は支え手に回ってもらい、年齢に関わりなく働き続けられる「生涯現役社会」の実現を目指しています。その実現を図るために「生きがいの充実」「社会参加・地域貢献」を目的として活動する、シルバー人材センターの果たす役割がより一層重要とされています。

一方、センターを取り巻く環境は、令和2年1月に発生した新型コロナウイルス感染症は社会経済活動の停滞をもたらし令和5月に第5類に分類されたものの事業高等は新型コロナウイルス感染症の前には回復しておらず、令和5年10月の消費税の「インボイス制度」の導入による財政負担の増加、令和6年11月頃施行が見込まれる「フリーランス法」への対応、厚生労働省・全シ協が進める「契約方法の見直し」に伴う事務量の増加が見込まれるなど厳しい環境の変化が想定されます。

## 2 活動の基本方針

令和6年度の活動は、「第3次中期事業計画（5ヶ年計画）」の1年目の取り組みとなります。第3次中期事業計画では、第2次中期事業計画に引続き、9つの基本目標を掲げ、目標達成に向けての方策を定めています。基本目標を達成するために、課題点検を行い計画の着実な実現に取り組みます。

令和6年度の活動の基本方針として、

- ① 安全・適正就業への取り組みを強化し会員安全就業基準及び適正就業基準の遵守・徹底を図ります。
- ② センター財政の健全化を基本方針とし、各事業の見直しや対応策の検討を行いセンター財政の健全化を図ります。
- ③ 会員数、事業高など数値目標を設定し目標達成に向け積極的に事業の推進を図ります。
- ④ フリーランス法や契約方法の見直しを踏まえ、センターのデジタル化の推進を図ります。
- ⑤ 会員及び地域のニーズに応じた就業会員・就業機会の確保・拡大に取り組みます。また、総会、安全大会、講習会、各種イベント活動等への参加者拡大策に取り組みます。
- ⑥ 各委員会は、実施計画に基づき積極的な活動を展開し、機能的、効率・効果的な委員会運営に取り組みます。
- ⑦ 派遣事業については、兵庫県シルバー人材センター協会（以下「兵シ協」という。）と連携し事業の推進を図ります。

### 3 令和6年度の主な取り組み

- ① 会員の安全及び健康管理については、事故ゼロを目標に「安全はすべてに優先する。」を日々実践できるよう、作業別安全就業基準の周知徹底等の啓発活動を強化し安全推進大会の実施や健康講座等を開催します。また、事故に対するペナルティ制度を導入し事故の抑止を図ります。
- ② 適正就業については、発注者及び会員に適正就業ガイドラインの周知・徹底を図り、適正な受注に努めると共に、公平な就業機会を提供するため、適正就業基準の適切な運用に取り組みます。
- ③ 組織の強化については、活力と魅力あるセンターを目指して、イベントの開催や地域・関係団体（市民、福祉、大学等）等との連携を深めながら、センターのイメージアップと事業拡大に向けた普及啓発に取り組みます。  
センター事業の円滑な運営を図るために事務局体制の強化に取り組みます。
- ④ 財政基盤の強化については、経費の節減及び効果的な予算執行に努め、収支のアンバランスな事業の見直しに取り組みます。
- ⑤ センターのデジタル化を推進するため、「Smile to Smile」の更なる普及促進に取り組みます。
- ⑥ 会員数の拡大については、街頭啓発活動、入会強化月間、市民対象の講習会やイベント等の開催を通じてセンター事業の魅力を発信し新規入会者の促進を図ります。
- ⑦ 就業機会の確保・拡大については、「しるば〜たいむず」等の発行とセンター玄関前掲示板やホームページの活用・充実を図る等、様々な方法や機会を捉え費

用対効果を勘案し広報・啓発活動を積極的に取り組みます。また、新入会員や未就業会員に優先的に就業機会の提供に努めます。

- ⑧ 会員の意識の向上については、総会やボランティア等への参加者拡大に向けた方策を検討・実施します。また、会員の技術・技能と接遇の向上については、接遇講習会や清掃・家事支援・子育て支援・介護予防分野での基礎講習会、各職種における基礎講習会及びスキルアップ講習会等について体系整備と制度化の定着に取り組みます。
- ⑨ 独自事業については、当センターの特徴でありかつ重要な柱であり、また、会員の就業の場の拡大に繋がることから、当センターの強みとなるよう会員からの企画提案募集や事業の支援、会員グループによる事業立ち上げの支援等を積極的に行います。

#### 4 数値目標

請負・派遣合計

- (1) 会員数 1, 210人
- (2) 就業率 受託事業（独自を含む）75.5% 派遣事業100.0%
- (3) 就業延人員 109,500人（うち派遣18,500人）
- (4) 事業高 4億9千6百万円（うち派遣9千万円）

#### 5 実施計画

##### (1) 安全・適正就業の推進（安全・適正就業推進委員会）

ア 安全就業の推進

- ・安全推進大会、安全講習会、健康講習会の計画と実施
- ・就業中及び就業途上（往復）事故撲滅対策の計画と推進
- ・安全パトロールの実施

イ 適正就業の推進

- ・適正就業ガイドラインの周知徹底
- ・適正就業基準の遵守と適正な運用

ウ 安全・適正就業に関する啓発及び意識向上

- ・安全・適正就業相談の実施
- ・安全標語の募集と活用
- ・「安全・適正就業だより」の発行

##### (2) 普及啓発（広報啓発委員会）

ア 会報「はつらつ芦屋」の発行

イ 掲示板やホームページによる情報発信・広報活動

ウ 広報誌「しるば～たいむず」の発行

エ センター普及啓発のための企画・実施

- オ 啓発及びイベント等のリーフレットやチラシの作成
- カ 会員の拡大に向けた啓発活動の実施
- キ センターのイメージアップを図る企画

**(3) 会員相互・地域との連携、親睦（会員活動委員会）**

- ア 会員の相互の連携と親睦
- イ 地域との交流及びボランティア活動の実施
- ウ 各種同好会の活動支援

**(4) 事業の推進（事業推進委員会）**

- ア 多様な働き方の推進
- イ 独自事業の推進
- ウ 地域ニーズの把握と組織づくりの推進
- エ スキルアップを図るため講習会の定着と充実
- オ センターの各種イベント等参加者拡大策の検討・実施

**(5) その他**

- ア 兵シ協が実施する労働者派遣事業の実施事務所としてシルバー派遣事業の実施
- イ 兵シ協が実施する有料職業紹介事業の実施事務所として職業紹介事業の実施

**(6) 事務局運営**

- ア 中期事業計画に沿った事業運営
- イ 公益社団法人として適正な事務及び予算の効率的執行
- ウ 「事務局だより」の発行
- エ 職員研修の充実及び職員の能力向上
- オ 災害時等緊急事態に備えた業務継続体制（計画）の確立
- カ デジタル化による事務の効率化を図る等事務局体制の確立
- キ 上部団体及び各市町センター等、関係団体との連携強化